　　　伊予市一時預かり事業一般型業務プロポーザル実施要領

１　業務概要

　⑴　業務名

　　　伊予市一時預かり事業一般型業務

　⑵　業務内容

　　　別紙「伊予市一時預かり事業一般型業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に掲げる業務

　⑶　委託期間

　　　契約締結日から令和７年３月31日までとする。（ただし、契約締結日が令和４年３月31日以前である場合の委託期間の始期は、令和４年４月１日とする。）

　⑷　公告期間

　　　実施要領及び仕様書の公告期間は、令和３年12月22日（水）から令和４年１月14日（金）までとし、伊予市子育て支援課並びに伊予市公式ホームページで行うこととする。

２　業務限度額

　　本業務に関する費用は、29,926,080円以内とする。ただし、各年度にかかる支払限度額は下記のとおりとし、契約後において、公定価格の改定、その他物価の急激な変動等、不可避な社会情勢の変動が生じた場合には、委託者と受託者が協議の上、委託金額を変更することができるものとする。

　　令和４年度　9,975,360円

　　令和５年度　9,975,360円

　　令和６年度　9,975,360円

　※なお、本業務にかかる消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）第６条第１項及び別表第１第７号に該当するため、非課税として取り扱う。

　※委託期間が当該年度の４月１日以外の日の場合は、業務限度額は日割り計算により減じた額とする。

３　参加資格

　本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる全ての要件を満たす法人とする。

　⑴　原則として、令和３年４月１日現在、以下のいずれかの施設又は事業の運営実績が１年以上あること。

　　①　児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第６条３第７項に規定する一時預かり事業

　　②　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第２条第６項に規定する認定こども園

　　③　法第39条に規定する認可保育所（認定こども園法第３条第１項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。）

　　④　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する幼稚園（認定こども園法第３条第１項又は第３項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。）

　　⑤　子ども・子育て支援法（平成24年８月22日号外法律第65号）第７条第５項に規定する地域型保育事業

　⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない事業者であること。

　⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない事業者であること。

　⑷　伊予市暴力団排除条例（平成23年伊予市条例第30号）第２条第１号から第３号までの規定に該当していない事業者であること。

　⑸　法人税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。

４　参加申込書等

　　本プロポーザルに参加しようとする事業者は、以下により参加申込書（様式１）を提出すること。

　⑴　参加受付　令和３年12月22日（水）から令和４年１月14日（金）までの期間において、午前９時から午後５時まで（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）及び年末年始（12月29日から１月４日）は除く。）

　⑵　提出方法　参加申込書（様式１）を持参又は郵送（受付期間内必着）にて提出とすること。なお、郵送による提出にあっては、郵送中の事故に伴う損害に関しては、本市は一切の責任を負わない。

　⑶　提出 先　〒799-3193　愛媛県伊予市米湊820番地

　　　　　　　　伊予市市民福祉部　子育て支援課

　　　　　　　　TEL:089-982-1119（FAX:089-983-3354）

５　質問書の提出及び回答

　　企画提案書等の作成について不明な点がある場合は、以下により質問書（様式２）に内容を簡潔に記載し、持参又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出する場合にあっては、必ず着信を確認すること。

　⑴　提出期間　令和３年12月22日（水）から令和４年１月14日（金）までの期間において、午前９時から午後５時まで（ただし、日曜日、土曜日、祝日及び年末年始（12月29日から１月４日）は除く。）

　⑵　提出方法　質問書（様式２）を持参又は以下に掲げるメールアドレスに電子メールにて提出すること。なお、電子メールにより提出する場合にあっては、必ず着信を確認すること。

　　　　　　　　提出先メールアドレス：[kosodateshien@city.iyo.lg.jp](mailto:kosodateshien@city.iyo.lg.jp)

　⑶　回答方法　提出された質問への回答は、質問の提出日から起算して３日（最終日が休日の場合は翌営業日）以内に質問者に対して電子メールにて行うほか、伊予市ホームページ（<http://www.city.iyo.lg.jp/>）内において公表する。

６　企画提案書等の提出

　参加申込書を提出した事業者は、以下により企画提案書等を提出すること。

　⑴　提出期間　令和４年１月17日（月）から令和４年１月25日（火）までの期間において、午前９時から午後５時まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日は除く。）

　⑵　提出方法　⑷に掲げる提出書類を持参にて提出すること。なお、提出時に提出書類の確認を行うので、提出前に事前連絡の上、持参すること。

　⑶　提 出 先　「４ ⑶」に同じ。

　⑷　提出書類　様式３及び提出書類を上から順に並べたものを、正本１部、副本６部をそれぞれ製本（表紙に事業名、事業者名、作成日、正副の別を表記し、ファイル等で綴じること。）し、提出すること。

７　提案のヒアリング

　　事業者の提出した企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うものとし、次によりヒアリングを実施する。

　⑴　予定日時　令和４年１月31日（月）14時から

　⑵　実施場所　伊予市本庁舎　４階　大会議室

　⑶　説明者　様式３に記載する担当者を含め２人以内とする（機器操作者として別に１人のみ出席を認めるが、発言はできないものとする。）。

　⑷　持ち時間　プレゼンテーションは20分以内、質疑応答は10分程度とする。

　⑸　使用機材　会場には、プロジェクター及びスクリーンは準備するが、パソコンその他の機材は各者で準備すること。

　⑹　そ の 他　⑴～⑸については、予定が変更になる場合がある。なお、変更があった場合は、事業者に文書にて通知するものとする。

８　事業者の選定方法

　　設置された審査委員会において、企画提案書及びヒアリングの内容により、評価基準に基づく総合的な審査を経て、最も優秀な事業者を委託候補者として特定する。ただし、最も優秀な事業者であっても、審査委員会による審査の結果が一定の点数に満たない場合は、委託候補者とはしないものとする。

　　また提案事業者が１者の場合であっても、審査委員会による審査を行うものとする。

　　審査の結果は、提案事業者に書面にて通知するほか、各提案事業者の評価項目ごとの評価点数は、伊予市ホームページ内において公表する。

９　契約の締結等

　　前項に定める委託候補者と仕様について詳細な打ち合わせ後、契約の交渉を行う。契約交渉が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

　　なお、本件の契約の締結は、令和４年度予算案が伊予市議会で成立した場合に契約を締結することとする。

10　企画提案書等の無効

　　次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。第８項により特定された企画提案が無効となった場合は、評価により順位付けられた順位を順次繰り上げる。

　⑴　提出期限を過ぎて提出された場合

　⑵　提出書類に虚偽の記載があった場合

　⑶　審査の公正性・公平性を害する行為があった場合

　⑷　審査員又は関係者に本企画提案に対する助言を求めた場合

　⑸　２に定める業務限度額を超えた場合

　⑹　３に定める参加資格を満たさなくなった場合

11　留意事項

　⑴　企画提案書等の作成、応募及びヒアリング等、本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。

　⑵　企画提案書は１事業者につき１案とする。

　⑶　書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認めない。

　⑷　提出された書類は、返却しない。

　⑸　企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

　⑹　企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに担当課へ連絡すること。

　⑺　様式３に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の担当者であることの承認を得なければならない。

12　担当課（問合せ先）

　　〒799-3193　愛媛県伊予市米湊820番地

　　伊予市市民福祉部　子育て支援課

　　担当者：大野、髙橋

　　TEL:089-982-1119　FAX:089-983-3354

　　Mail：kosodateshien@city.iyo.lg.jp